

巻頭言

ICID 第 2 回アジア地域会議と南東部オーストラリアの水事情

独立行政法人 水資源機構 理事 松浦良和

ICID 第 2 回アジア地域会議は去る 3 月 14 日から 17 日まで、オーストラリア南東部マレー川沿いにあるモアマ／エチューカで開催され、19 ヶ国、国際機関等から約 145 名が参加しました。会議は、最近の統合的水資源管理（IWRM）や水市場（Water Market）の動きとも関連する「流域全体の中での灌漑用水—河川水の配分（Irrigation in a Total Catchment Context, Sharing the River）」というテーマの下に行われ、活発な議論が展開されました。

この中で、基調講演をされた谷山 ICID 副会長の論文「アジア・モンスーンの農業用水を中心とした流域の水配分—日本の経験」を共同執筆したということで、私も会議に出席させて頂きました。谷山副会長の基調講演のあと、幾人かの参加者から説明が具体的で良かった、日本では利害が対立するユーザーが、渇水の時など金銭によらず話合いで合意できることに驚く等の意見が寄せられ、少なからぬ反響がありました。

またこれとは別に、昨年、公団から独立行政法人に移行した水資源機構の今後の業務に何か参考になるものはないかと、私は灌漑用水供給会社が民営化前後でどのような変化をしたか現地で調べるとともに、帰国してから、集めた資料を読み、インターネットで追加資料を求め、日本大学の中村良太先生から助言を頂いたりしました。

オーストラリア南東部、マレー川流域の灌漑用水について調べてみると、灌漑用水供給会社のみならず、水利権、水の割当、水取引、農業の状況、環境保全等興味を引く事柄も多く、それらは事前に思い描いていたイメージとも若干異なるので、詳細はいずれ報文にまとめ、別途報告したいと考えていますが、ご参考まで主だった点を以下に紹介します。

1．灌漑用水供給会社について

- (1) ニュー・サウス・ウェールズ州のマレー川流域には、最近民営化された大規模な灌漑用水供給会社は 3 つあります（年間事業規模が 20～30 億ドル（1 豪ドルは約 80 円、以下同じ））。このうちマレー灌漑会社（MIL）について以下に述べます。MIL は 1995 年に州政府の公社から民営化されました。会社組織は協同組合方式で土地持ち灌漑農家が組合員です。組合員は農地に付随した水利権（entitlement）と株（share）を持ちます。
- (2) MIL は政府の方針に沿って、用水供給のみならず環境保全や生態系保全を行う位置づけが与えられ、これらの対策を積極的に行っています。
- (3) この地域は年間降雨量が約 400mm と少なく、地下水位の管理をきちんとしないと塩分上昇等の問題が生じ、作物や生態系への影響もあるので、灌漑用水は過大にならないよう施用目標値を定めています。これは水資源の有効利用、コストの縮減の方向とも一致し、必要最小限の用水施用が目標となっています。

- (4) 民営化後、コスト縮減を積極的に行い、職員の数も半減しましたが、職員が複数の業務を担当するようにし、給与も増やしたので、特段の問題は生じていないとのことでした。
- (5) MIL は、収益事業や環境保全対策もやっているのです、土地改良区より幅広い業務を行っていますが、農家が組合員で組織的には土地改良区とよく似ていることから、水利施設を自ら管理し水利コストを下げていくというインセンティブが強く働いているように思います。また MIL の会長からも直接話を伺いましたが、土地改良区の理事長さん方と同様、風格を感じました。

2 . 水利権、水取引等について

- (1) MIL は基盤・計画・天然資源省 (DIPNL) から許可を貰い、マレー川から一元的に取水し、農家等に配水します。水利権に基づく個別割当は MIL が行い、それは降雨や河川流量によって決まるため毎年変動しますが、最終的に水利権の 8 割を超えることを目標としています。
- (2) 水価格は、従量制で維持管理コストが全て賄われるよう設定され、2003-2004 の場合、9.55 ドル + 11.05 ドル / 1,000m³ です。
- (3) MIL は水市場も運営し、通年、月別、日別ベースの水取引を仲介しています。水利権の永久移転は最大 40%までに制限され、地域外移転の場合は更に制限があります。また割当量の取引も活発に行われますが、州外へは隣接する州までで、また「持ち出し」になる場合には規制がかかるため、水は原則的にはマレー灌漑地域内での融通が基本となっています。
- (4) 水市場は、渇水年か否かで毎年大幅に割当量が変わる農業用水等を補完する手段として存在すると思われます。短期水取引の事例では、割当の水価格の数倍という取引価格も珍しくありません。このため農業的水利用は商業ベースに乗る作目・作付けが前提となっています。稲作も輸出用が主で、数百ヘクタールの規模の経営を行っています。

今回の ICID 地域会議では、会議の支援団体に民営化会社がいくつか名前を連ねていたり、スケジュールに組み込まれていた視察先が民営化会社の給水地域や環境保全地域であったり、会議場や夕食会やバスの中で我々に個別に説明してくれた人達が民営化会社の会長や幹部であったりと、後でよく考えてみると、オーストラリア側の水の価格付け (Water Pricing) や水市場に対する並々ならぬ積極性が窺えました。

アジアモンスーン地域と半乾燥地域では水資源の逼迫の度合いが全く異なるので、水利権、水割当、水市場による水の確保方式は、オーストラリア、マレー川流域には「適した」乃至は「やむを得ない」方法と考えられます。一方、これをそのまま日本に適用するには課題も多いし、簡単には大方の賛同は得られないと思いますが、各国の水取引の実態についてはまだ十分な情報がないので、今後さらに調査を進めていく必要があると思っています。